

令和3年4月1日

## 特定適格消費者団体の認定の有効期間の更新について

下記の特定適格消費者団体につきまして、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の規定に基づき、特定適格消費者団体として認定の有効期間の更新を認めましたので、お知らせします。

### 記

**団体名** 特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会  
(法人番号 1030005001873)

**代表者** 池本 誠司、長田 淳

**住 所** 埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目 11 番 5 号

### 被害回復関係業務を行う事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目 11 番 5 号

**申請日** 令和2年12月23日

**目 的** この法人は、地域社会の消費者問題に関して、消費者・消費者団体ならびに消費者問題専門家・関係機関との連携を図りつつ、消費者被害の情報収集、違法な事業活動の差止、消費者被害の防止・救済、消費者の活動支援等不特定かつ多数の消費者の権利の擁護を図るための活動を行い、もって消費者の権利の確立に寄与することを目的とする（同団体定款第3条）。

**活動実績** 健康食品販売事業者に対する差止請求（商品の効果に関する優良誤認表示）等

**特定認定の有効期間の更新をした日** 令和3年3月30日  
(更新後の特定認定の有効期間は、令和6年3月4日まで)

以上

本件に関する問合せ先  
消費者庁消費者制度課  
TEL : 03(3507)8800 (代表)  
FAX : 03(3507)9283